

## 第1分冊

●はじめに	1
-------	---

**第1章 マイナンバー制度概説** 7

第1節 マイナンバー制度の概要	8
第2節 個人番号に関する規制	12
第3節 法人番号の利用等	18
第4節 個人情報保護法と番号法の関係	20
第5節 番号法の概要	30
第6節 ガイドラインの概要	42
第7節 マイナンバー制度における金融機関の役割	58

**第2章 金融機関のマイナンバー制度対応** 61

第1節 安全管理措置に関する基本方針の策定	62
第2節 取扱規程等の策定	65
第3節 利用目的の制限等	79
第4節 取得における対応	84
第5節 組織的安全管理措置	89
第6節 人的安全管理措置	96
第7節 物理的安全管理措置	98
第8節 技術的安全管理措置	107
第9節 外部委託管理	111
第10節 金融機関の対役職員マイナンバー制度対応	129

## 第3章 個人情報保護委員会 137

第1節	個人情報保護委員会	138
-----	-----------	-----

## 第4章 特定個人情報の漏えい等防止と漏えい時の対応 147

第1節	漏えい防止策	148
第2節	漏えい時の対応	164
第3節	漏えいに基づく制裁等	172

## 第5章 法人番号および罰則 175

第1節	法人番号について	176
第2節	罰則について	178

本テキストの記載内容は2016年1月現在のものです

## はじめに

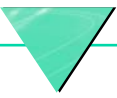
2016年1月から、行政手続におけるマイナンバーの利用が開始されました。2010年2月の内閣官房での検討会設置から数えて約6年、政府内での検討と法案作成、国会審議、法施行後の準備期間を経て、ついにマイナンバー制度の本格的な運用が始まったのです。

マイナンバーは行政手続における個人識別のための番号であり、すべての国民が税や社会保障の手続において利用します。また、民間事業者も、たとえば雇用主として従業員のマイナンバーを取得、管理するなど、さまざまな機会にマイナンバーを利用することになります。とりわけ金融機関は、民間事業者としての利用に加えて、金融業務におけるマイナンバーの取扱いが必要になるという意味で、大きな影響を受けることになります。

本テキストは、金融機関の営業店の行職員が、金融業務におけるマイナンバーの取扱いに対応していくうえで、知っておくべき知識を整理したものです。マイナンバーを付された個人情報は、「特定個人情報」と呼ばれ、通常の個人情報以上に厳格な取扱いが必要となります。このため、金融業務においてマイナンバーを取り扱う場合には、細心の注意が必要となります。

金融業務におけるマイナンバーの取扱いとしては、特定口座開設の届出書や投資信託分配金の支払調書といった税務書類に記載するために、金融機関がお客様のマイナンバーを取得することが中心となります。これらは従来から行ってきた業務の制度変更対応であって、金融機関がマイナンバーを利用することによるビジネス上の直接のメリットは特に存在しません。他方、「特定個人情報」の漏えいという重大なリスクに対処するために内部統制の負担が増すというデメリットは明確に存在します。本テキストの各章の記述をみても、「マイナンバーを利用して金融機関がどんなビジネスを展開するか」ではなくて、「マイナンバーを誤って利用してしまわないように何に注意すればよいか」が中心に書かれています。金融機関の業務の現場にとって、マイナンバー制度への対応は重い負担となっています。

とはいえ、マイナンバー制度はわが国の税と社会保障の基盤を支える重要な枠組みとして導入されたものです。今後、その利用範囲が拡大していけば、金融機関がお客様からマイナンバーを取得する機会は増大していくことになります。そして、マイナンバーの民間利用が想定されている将来の制度改正に際しては、金融機関がマイナン



バーを適切に取り扱ってきた実績を前提として、自らのビジネスのなかでマイナンバー制度を活用し、収益機会を拡大することが期待できるのではないのでしょうか。

そうした構図を描くうえでは、初動としてのマイナンバー対応に万全を期すことが求められます。だからこそ金融機関は、マイナンバーを含む「特定個人情報」の取扱いに精通しておく必要があるのです。その際、マイナンバーがどのように特別な番号であるのか、なぜ法律が厳格な取扱いを要請しているのか、その背景についてもしっかり理解していくことが大切です。そこで以下では、少しだけ歴史をさかのぼって、マイナンバー制度がどのような経緯で検討され、今後どのような展開をたどると予想されるのかをみてみましょう。

## (1) 出遅れたわが国の番号制度とその背景

海外では、先進主要国から新興国までの多くの国において、マイナンバー制度に類似した番号制度が導入されている例が多くみられます。それらの国では、国民に固有の識別番号が付与され、それが税務、社会保障などの行政手続に利用されることが国民に定着しています。また、そうした番号の多くは、民間事業者における本人確認や顧客管理などにも活用されています。

しかし、わが国は番号制度の導入に出遅れました。その背景には、①番号が納税者番号として所得や資産残高の捕捉のために利用されることが国民から支持されなかったこと、②番号制度が国民のプライバシーを侵害するという懸念が強かったこと、という2つの世論の動向があったといわれています。

①については、1980年から1985年にかけて発生した「グリーンカード騒動」が有名です。1980年の政府税調答申において、仮名口座による利子所得の課税逃れを防ぐために、全国民を対象とする少額貯蓄等利用者カード（グリーンカード）を発行し、本人確認の徹底と口座の名寄せを行うという構想が提案されました。当時から納税者番号制度への反発が強かったことに配慮し、本人の申請によりカードを交付する仕組みが提案されたのです。この構想は法案化され、国会審議を経て法律が成立しました。しかし、周知期間の間に大規模な資金シフトが生じ、世論に押される形で実施が延期され、結局法律が廃止されるという展開をたどりました。この騒動以降、納税者番号の議論は長期にわたり封印されることになったのです。この騒動から25年を経て開始されたマイナンバー制度の検討においても、マイナンバーが納税者を管理するための目的ではないことが強調され、社会保障の充実や災害時の利用といった目的を持つことが丁寧に説明されました。この25年の間に金融機関における本人確認のルー

ルが徹底し、国民の納税意識、コンプライアンス意識も高まったためか、今回マイナンバーが税務当局の所得把握のために利用されることについては、国民の間に受け入れられているように思われます。とはいえ、税分野における具体的な運用や今後の制度変更については、過去の経緯をふまえて国民感情に配慮した慎重な取り運びとなるものと思われます。

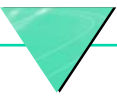
②については、2002年に稼働開始した「住基ネット」を巡る論争が有名です。住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）は、地方自治体における住民票に関連する事務のための情報ネットワークです。システムの構成上、住民票コードと呼ばれる11桁の番号が各住民に付番されますが、これはマイナンバーのように複数の行政手続で個人を特定するための番号ではなく、変更可能な無作為の番号と説明されていました。しかし、住基ネット導入に前後して、そのセキュリティとプライバシーに関する関心が高まり、各地で反対運動が発生し、訴訟が提起され、一部の自治体は住基ネットへの接続を拒否するといった騒動に発展しました。住基ネットを巡る訴訟は、2008年3月の最高裁判決により、技術的にも法制度的にも具体的な危険性はないとの判断で決着しましたが、その過程で示された論点の多くは、マイナンバー制度の設計に反映され、その結果、特定個人情報の厳格な保護が求められることになったのです。

## (2) マイナンバー制度と行政サービスの変革

(1) で述べたような経緯により、わが国の行政機関は、統一的な識別番号なしで各種行政事務のシステム化に取り組まざるを得なかったため、余計なコストや非効率、サービスの低下が生じたといわれています。

もともと、国や自治体は、さまざまな部署・機関に分かれて各々のシステムを管理しており、そのなかに国民の個人情報を記録してきました。それらのシステムでは、国民一人ひとりに対してその部署・機関固有の番号が付与されていました。ところが、わが国では、複数の公共システムのなかに蓄積された個人の情報が、同一人の情報であることを確認する基盤が存在しなかったのです。その結果、公共システムを利用する国民全体にさまざまな不便が生じていました。たとえば、2007年に発覚した社会保険庁の年金記録問題は、さまざまな要因が重なって生じたものでしたが、行政機関におけるこうした基盤の欠如のために、長期間にわたって個人とその年金とを紐付けることができなかったことが大きな問題であったといわれています。

マイナンバー制度では、国民のプライバシー侵害につながらないように配慮しつつ、複数の公共システムの間で情報連携を行う基盤が構築されることになっています。今



後、こうした基盤が整備されることにより、国民の不便が解消され、行政事務の効率化が進むことが期待されています。

マイナンバー制度は基盤であって、それを活用してどのような政策を実現していくかは、これからの議論にかかっています。たとえば、2010年に内閣官房において検討会が組成された当初は、マイナンバーの主たる用途は「給付付き税額控除」の実現にあるとされていました。当時の民主党政権下において、税と社会保障給付の体系を一体的に見直す歳入庁構想の一環として、マイナンバー制度の導入が推進されたのです。「給付付き税額控除」とは、個人所得税における各種税額控除と社会保障給付を一体的に運用し、控除しきれない者や課税最低限以下の者に対しては現金給付を行う制度です。その際、所得の適切な捕捉や不正給付対策のために、マイナンバーを活用しようという構想でした。

その後、2012年の政権交代を経て、それらの構想は白紙に戻りました。しかし、自民党政権は前政権が提出したマイナンバー法案をほぼそのまま踏襲し、2013年の通常国会で可決、成立させました。ただし、今後、マイナンバー制度を活用して税と社会保障の体系をどう見直していくか、現時点では明確な方向性は示されていません。

とはいえ、「給付付き税額控除」の議論から明らかなように、今後、マイナンバー制度が定着していけば、政策のオプションが増えるという重要な効果が期待できます。税にしる社会保障にしる、国民の生活に大きな影響を与える政策課題ですから、その見直しには国民的な議論が必要です。厳しい国家財政の現状を考えれば、納税者を正確に識別して、所得を正確かつ効率的に捕捉し、公平な負担を実現することは必要でしょう。社会保障を本当に必要としている者に給付しようとするれば、やはり対象者を正確に識別する必要があります。そうした議論の際に、マイナンバー制度が定着していれば、選択できる政策の幅が広がり、合意を形成しやすくなると考えられます。現在は、そのための準備段階として、マイナンバーの導入とそれを活用した公共システムの基盤整備を進めている局面なのです。

### (3) 預金へのマイナンバーの付番を巡って

現在のマイナンバー制度は、個人のプライバシー保護を重視して、その利用範囲をマイナンバー法の別表に列挙された事務に限定しています。金融機関の場合、税務署等に提出する書類に記載する必要があるれば、お客様からマイナンバーの提供を求めることができますが、それ以外の目的で収集することはできませんし、正当な理由なくデータベースに保管しておくことも許されません。



この現行ルールのもとでは、金融機関は一般の預金者からマイナンバーの提供を受けることはできないこととなります。預金者は預金利子を所得として受け取りますが、利子の課税は源泉分離課税で終了するため、金融機関は税務署に預金者ごとの利子所得に関する書類を提出する必要がなく、金融機関側が書類に記載するためにマイナンバーを利用する必要がないからです。このため、2016年のマイナンバー発足当初においては、預金口座とマイナンバーとのひも付けは行われていません。

しかし、2015年9月のマイナンバー法改正により、「預金保険機構等によるペイオフのための預貯金の把握」がマイナンバーの対象事務に追加されました。改正法の公布の日から3年以内に予定されている施行日以降、金融機関は一般の預金者に対しても、マイナンバーの提供を求めることができるようになります。同時に改正された国税通則法・地方税法により、同じ施行日以降、金融機関は税務当局からの照会に効率的に対応できるよう、預金情報をマイナンバーにより検索可能な状態で管理する義務を負うこととなります。

ただし、改正法施行後においても、一般の預金者にとって、マイナンバーの提供は義務ではないとされ、また提供することに大きなメリットがある訳でもありません。このため、当面の間は、既存口座を含むすべての預金口座にマイナンバーが付番されることは展望できないと考えられます。こうした事情もあり、改正法の附則では、改正法施行後3年を目途として、金融機関がマイナンバーの提供を受ける方策を検討し、必要があれば所要の措置を講じるとされています。

既存口座を含むすべての預金口座がマイナンバーにひも付いている状態を実現することは容易ではありません。そのためには、さらなる制度変更と金融機関の窓口等における膨大な事務作業が必要となります。それを実現することで具体的にどのような政策効果が得られるのか、それを実現するための費用をどう分担するのか、金融機関にとって新たなビジネス機会が得られるか、といった論点をふまえて、将来の制度設計が進められることが必要となるでしょう。

マイナンバー制度の導入に伴い、税と社会保障に関する政策が、金融機関の実務にも直接影響するようになりました。将来の金融機関業務の展望を持つためにも、政策論議の行方を注視していくことが大切となっているのです。

2016年3月

日本銀行 金融機構局  
審議役（金融高度化センター長）岩下 直行

# マイナンバー制度の概要

マイナンバー制度が平成28（2016）年1月から施行され、すべての国民に社会保障と税に関する番号が付けられます。利息等について源泉徴収税を付していることから、銀行等の金融機関は、顧客に対するマイナンバー制度上の義務を負うこととなります。また、金融機関等の事業者の義務につきましては、平成26（2014）年12月11日に、特定個人情報保護委員会が「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（以下「ガイドライン」といいます）を公表しています。

そこで、本通信講座では、マイナンバー（以下、個人に付されるナンバーを「個人番号」といい、法人に付されるナンバーを「法人番号」といいます）制度の概要、金融機関に与える影響、金融機関の対応などについて、ガイドラインの規定をふまえて考えてみたいと思います。

## 1

### 制度の意義

平成25（2013）年5月31日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」といいます）が公布されました。この法律は、国民等（住民票の対象となる外国人および法人等を含む）すべてに唯一無二の番号を付与することによって、主に社会保障、税および災害対策の分野において、複数の行政機関に散在する情報を効率的に管理し、当該情報をもとに同一人あることを確認し、もって行政の効率化を図り、国民の利便性を高め、公正な給付と負担の確保を実現しようとするものです（同法1条）。

したがって、主として行政機関における個人情報の取扱いが問題となりますが、民間企業においても源泉徴収票などの法定調書等を取り扱う場合には、必ず個人番号を収集して保管のうえ、行政機関等に提供することになり、その取扱いについて法的な義務が生じることになります。

個人番号は、本人の根本的な情報であって、きわめて重要な個人情報です。もし、個人番号が外部に漏えいすると不正利用の危険がありますから、個人番号を取り扱う金融機関等の事業者は、厳重に管理する必要があります。お客様の個人番号が金融機



関から漏えいしたとすれば、その金融機関は多大な風評リスクに晒されるだけでなく、大量流出の場合には、慰謝料等の集団訴訟の対象とされるおそれすらあります。

金融機関の役職員におかれては、マイナンバー制度を正確に理解し、取得から廃棄に至るまで、法令等に従った対処が強く要請されているのです。

個人情報につきましては、平成17（2005）年4月に完全施行された個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」といいます）がありますが、番号法は個人情報保護法の特別法として、個人番号を含む特定個人情報について、より厳格な取扱いを求めています。

## 2 制度のあらまし

マイナンバー制度のあらましについて、個人番号を例にとって説明します。

### （1）個人番号の特徴

個人番号を含むマイナンバーには、次のような特徴があります。

#### ① 悉皆性（しっかいせい）

悉皆性とは、読んで字の如く「<sup>ことごと</sup>悉く皆」ですから、すべての国民等に対して番号が付されるということです。これを「付番」といいます。

#### ② 唯一無二性

唯一無二性とは、一人ひとりが個別の番号を持っており、同じ番号がないということです。

#### ③ 視認性

視認性とは、目に見える番号が付番されるということです。

### （2）マイナンバー制度の開始等

個人番号は、平成27（2015）年10月5日から住民票のある全国民と外国人のすべてに12桁の番号が付されることによって開始します。具体的には、市町村長（特別区の区長を含む）が付番のうえ、世帯ごとに「通知カード」（個人番号カード申請書、説明用パンフレット封入）を配布します。個人が年金または介護保険の支給を受ける場合もしくは納税に際して、個人番号が正しいことを示すために、役所等に通知カードを提示することになります。

通知カードの提示を受けた役所は、たとえば、年金事務では日本年金機構や企業年

# 個人情報保護委員会

## 1

## 個人情報保護委員会の概要

個人情報保護委員会（以下「委員会」ともいう）は、そもそも「特定個人情報保護委員会」として番号法を根拠として設置された独立行政委員会（3条委員会）でしたが、改正法によって個人情報保護法に基づく個人情報保護委員会に衣替えをしました（改正法50条）。この独立行政委員会は、憲法上、内閣に属する組織であるものの、公正取引委員会に代表されるような極めて独立性の高い組織であり、規則制定権や紛争解決機能を有することができます。

個人情報保護法において、個人情報保護委員会が独立行政委員会とされた趣旨は、言うまでもなく国民個人の最重要情報というべき個人番号を含む個人情報の取扱いについて、公正中立な第三者機関としての使命があるからです。

## 2

## 個人情報保護委員会の組織と運営

### (1) 組織

#### ① 構成

個人情報保護委員会は、委員長および委員の8人をもって組織されています（改正法54条1項）。委員のうち4人が非常勤です（同条2項）。委員長と委員は、人格高潔で識見の高い者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命します（同条3項）。また、委員長および委員には、個人情報の保護に関する学識経験のある者、情報処理技術に関する学識経験のある者、社会保障制度または税制に関する学識経験のある者、民間企業の実務に関し十分な知識と経験を有する者および連合組織の推薦を得た者が含まれることが要請されています（同条4項）。

委員長および委員の任期は5年であり（改正法55条1項）、再任が可能です（同条2項）。委員長および委員の任期が満了したときは、当該委員長および委員は、後任

者が任命されるまで引き続きその職務を行います（同条3項）。

## ② 委員長および委員の身分保障等

委員長および委員の独立性を確保するため番号法は、次の事由のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがないと定めています（改正法56条）。

- i) 破産手続の開始を受けたとき。
- ii) この法律の規定に違反して刑に処せられたとき。
- iii) 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- iv) 委員会により、心身の故障のため職務を執行することができないと認められたとき、または職務上の義務違反その他委員長もしくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

内閣総理大臣は、委員長または委員が上記いずれかの事由に該当するときは、その委員長または委員を罷免しなければなりません（同法57条）。

委員長および委員には、独立性とともに政治的な中立性が必要とされることから、政治活動等が禁止されています。すなわち、委員長または委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、または積極的に政治運動をしてはならず（改正法62条1項）、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、または営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはなりません（同条2項）。

さらに、委員長、委員および事務局の職員は、職務上知ることができた秘密を漏らし、または盗用してはならないという秘密保持義務を負っています（改正法63条）。

なお、委員長および委員の給与は、別途定めるところによるとされています（同法64条）。

## (2) 運営

個人情報保護委員会の運営ですが、委員長が委員会の会務を総理し、委員会を代表します（改正法58条1項）。委員会は、あらかじめ常勤の委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長を代理する者を定める必要があります（同条2項）。

委員会の会議は、委員長が招集します（改正法59条1項）が、会議開催および議決をするには、委員長および委員4人以上の出席が要件とされています（同条2項）。委員会の決議は、出席者の過半数でこれを決めますが、可否同数の場合には、委員長が決めます（同条3項）。ただし、56条4号（委員等の罷免事由のうち、非行がある

# 罰則について

罰則は、番号法51条から60条に規定されており、このうち、民間事業者や個人に対して課せられる罰則は、以下の図表のとおりです。

罰則の定められた行為は、いずれも悪質性が高いうえ、想定される被害も大きいことから、その刑罰は、関連法令と比較しても重いものとなっています。

## 【民間事業者や個人も主体になりうるもの】

主 体	行 為	法定刑
個人番号利用事務，個人番号関係事務などに従事する者や従事していた者	正当な理由なく，業務で取り扱う個人の秘密が記録された特定個人情報ファイルを提供	4年以下の懲役 または200万円以下の罰金（併科されることもある）
	業務に関して知り得たマイナンバーを自己や第三者の不正な利益を図る目的で提供し，または盗用	3年以下の懲役 または150万円以下の罰金（併科されることもある）
主体の限定なし	人を欺き，暴行を加え，または脅迫することや財物の窃取，施設への侵入，不正アクセス行為などによりマイナンバーを取得	3年以下の懲役 または150万円以下の罰金
	偽りその他不正の手段により通知カードまたは個人番号カードの交付を受けること	6か月以下の懲役 または50万円以下の罰金
特定個人情報の取扱いに関して法令違反のあった者	個人情報保護委員会の命令に違反	2年以下の懲役 または50万円以下の罰金
個人情報保護委員会から報告や資料提出の求め，質問，立入検査を受けた者	虚偽の報告，虚偽の資料提出，答弁や検査の拒否，検査妨害など	1年以下の懲役 または50万円以下の罰金

（出典）内閣官房ウェブサイト

## 1

## 特定個人情報ファイルの不正提供

## (1) 概要

個人番号利用事務等に従事する者または従事していた者が、正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイルを提供したときは、4年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金に処せられ、またはこれらの併科となります（番号法51条）。

## (2) 主体

本罪の主体は、以下の①から④までの事務に従事する者または従事していた者です。

- ① 個人番号利用事務および個人番号関係事務
- ② 番号法7条1項または2項の規定による個人番号の指定または通知に関する事務
- ③ 番号法8条2項の規定による個人番号とすべき番号の生成または通知に関する事務
- ④ 番号法14条2項の規定による機構保存本人確認情報の提供に関する事務

「事務に従事する者」には、個人番号利用事務等に従事する役員、職員、従業者のほか、派遣労働者等も含まれます。

## (3) 行為

本罪は、正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱った個人の秘密に関する事項が記録された特定個人情報ファイルを提供した場合に成立します。

本罪の対象は、秘密に属する特定個人情報ファイルですが、特定個人情報ファイルは検索が容易であり、大量の特定個人情報を含んでいます。そのため、漏えいした場合には、個人の権利利益に重大な損害をもたらすおそれがあることから、番号法のなかでも最も重い刑罰が定められています。

## ① 個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイル

「個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイル」には、その全部または一部を複製し、または加工したものも含まれます。また、特定個人情報ファイル

## 第1章 想定される事例 1

第1節	マイナンバー（個人番号）って何？	2
第2節	通知カードが送られてきたけど？	7
第3節	マイナンバーって、どんな時に使われるの？	11
第4節	法定調書・支払調書・預貯金付番って何？	15
第5節	零細企業にとってのマイナンバー！	22
第6節	個人事業者のマイナンバー！	28
第7節	基礎年金番号とマイナンバー！	34
第8節	法人番号をもう少し詳しく知りたい！	39
第9節	個人番号カードって便利なの？	45
第10節	マイナポータルって大丈夫なの？	52
第11節	支店長の憂うつ！	56
第12節	初めての特定口座！	65
第13節	住宅ローン申込時のマイナンバー！	70
第14節	税務調査におけるマイナンバー！	77
第15節	保険窓販でマイナンバーの提供を断られた！	86
第16節	犯罪収益移転防止法とマイナンバー！	96
第17節	激甚災害時でのマイナンバー利用！	104
第18節	中小規模事業者における マイナンバー制度対応支援！	111



## 第2章 今後の展望 127

- 第1節 行政事務における利用拡大策 ————— 129
- 第2節 民間における利用拡大の展望 ————— 132
- 第3節 新個人情報保護法への対応 ————— 142

## 第3章 関連する書式等 149

- ・マイナンバー（番号）法に基づく体制整備チェックリスト  
（参考例） ————— 152
- ・マイナンバー制度導入後のロードマップ（案） ————— 163
- ・事業者における特定個人情報の漏えい事案等が  
発生した場合の対応について ————— 164
- ・個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いに関する  
基本方針（中小規模事業者用） ————— 165
- ・特定個人情報等取扱規程（中小規模事業者向け） ————— 167

本テキストの記載内容は2016年1月現在のものです

# 保険窓販でマイナンバーの提供を断られた！

## 事例

窓口係の井原さんは、生命保険販売において、自金融機関内随一の実績を上げています。

今日も、お客様の本田様から、保険契約者および保険金受取人の両方をご自身とする500万円の一時払い養老保険の契約をいただきました。

井原さんは、この契約には、マイナンバーを提供していただくよう求めることが必要であると考え、本田様に、その旨を伝えようとしています。



井原さん

本田様、今日は誠にありがとうございました。

そんなに喜んでいただいて！井原さんが熱心だったし、商品内容などもわかりやすく説明してくれたからですよ。



本田様



井原さん

ところで、こちらに本田様のマイナンバーをいただきたいのですが。

マイナンバー？ 個人番号のことね。なぜ、いまあなたに教えないといけないの？



本田様



井原さん

生命保険の契約をいただくときは、マイナンバー（個人番号）をこちらへ記載する決まりとなっていますから。

最近ではプライバシーという概念が広く認識され、事業者等の個人情報の漏えい事案に対して社会的批判を受けるケースも見受けられるようになり、個人のプライバシー意識も高まっていることも相まって、特定個人情報の安全管理措置等に対する不安から、マイナンバー（個人番号）の提供についても懸念を示されるお客様もおられるのではないのでしょうか。次の【事例のポイント】で検討していきましょう。

## 1 事例のポイント

本事例は、ガイドライン Q&A「Q17-6」に基づいたものです。

**Q 17 - 6. 金融機関の顧客が個人番号の提供を拒んだ場合、どのような対応が適切ですか。**

A 17 - 6. 法定調書作成などに際し、個人番号の提供を受けられない場合でも、安易に個人番号を記載しないで書類を提出せず、個人番号の記載は、法律（国税通則法、所得税法等）で定められた義務であることを伝え、提供を求めてください。

それでもなお、提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録、保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておいてください。

経過等の記録がなければ、個人番号の提供を受けていないのか、あるいは提出を受けたのに紛失したのかが判別できません。特定個人情報に関する保護の観点からも、経過等の記録をお願いします。

なお、法定調書などの記載対象となっている方全てが個人番号をお持ちとは限らず、そのような場合は個人番号を記載することはできませんので、個人番号の記載がないことをもって、税務署が書類を受理しないということはありません（国税庁ホームページ「法定調書に関する FAQ」（Q 1 - 3）参照）。

## 目次

第1	はじめに	1
第2	用語の定義等	3
第3	総論	7
第3-1	目的	7
第3-2	本ガイドラインの適用対象等	7
第3-3	本ガイドラインの位置付け等	8
第3-4	番号法の特定期間に関する保護措置	8
第3-5	特定期間保護のための主体的な取組について	12
第3-6	特定期間の漏えい事案等が発生した場合の対応	12
第3-7	個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者における 特定期間の取扱い	12
第3-8	本ガイドラインの見直しについて	12
第4	各論	13
第4-1	特定期間の利用制限	13
第4-1-1	(1) 個人番号の利用制限	13
第4-1-2	(2) 特定期間ファイルの作成の制限	18
第4-2	特定期間の安全管理措置等	19
第4-2-1	(1) 委託の取扱い	19
第4-2-2	(2) 安全管理措置	22
第4-3	特定期間の提供制限等	23
第4-3-1	(1) 個人番号の提供の要求	23
第4-3-2	(2) 個人番号の提供の求めの制限、特定期間の提供 制限	25
第4-3-3	(3) 収集・保管制限	30
第4-3-4	(4) 本人確認	33
第4-4	第三者提供の停止に関する取扱い	35
第4-5	特定期間保護評価	36
第4-6	個人情報保護法の主な規定	37
第4-7	個人番号利用事務実施者である健康保険組合等における 措置等	42
(別添)	特定期間に関する安全管理措置(事業者編)	47
(巻末資料)	個人番号の取得から廃棄までのプロセスにおける本ガイドライン の適用(大要)	